

「ほのぼの」シリーズ
障害者総合支援法対応システム
システムご担当者様

NDソフトウェア株式会社
ソリューション開発部 部長 梅津 仁

福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ)、(Ⅴ)ならびに 福祉・介護職員処遇改善特別加算の廃止に関するご案内

拝啓 平素は「ほのぼの」シリーズをご愛顧賜りまして誠にありがとうございます。

早速ですが、2022年4月より福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ)、(Ⅴ)ならびに福祉・介護職員処遇改善特別加算が廃止となります。以下に該当されるお客様につきましてはその内容と対処方法について下記のとおりご案内致しますので、内容ご確認の上、必要に応じご対応のほどよろしくお願い申し上げます。

敬具

記

1. 該当事業所

福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ)、(Ⅴ)、もしくは福祉・介護職員処遇改善特別加算を算定している事業所様

※以下に該当する事業所様は以降の内容確認は不要となります。

(1) 福祉・介護職員処遇改善加算の対象外の事象所様

(就労定着支援、自立生活援助、計画相談支援、障がい児相談支援、地域移行支援、地域定着支援)

(2) 2022年4月以前より福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)～(Ⅲ)を算定しており変更がない、もしくは

福祉・介護職員処遇改善加算を算定していない事業所様

2. ほのぼの more での対応方法

(1) [事業者マスタ]画面で2022年4月(令和4年4月)以降の設定を追加します。

請求管理システムの[ツール]メニュー→[事業者設定マスタ]をクリックして[事業者マスタ]画面を開き、処理月「R4/4」以降の処遇改善加算区分の設定を追加します。
新規ボタンより行を追加して事業所の体制にあわせて登録します。

① [新規]ボタンをクリックします。

③ [保存]ボタンをクリックします。

開始日	終了日	減免	減免計算区分	特定事業所加算	処遇改善加算	特定処遇改善加算	地域生活支援拠点等
R 3 / 4 / 1	R 4 / 3 / 31	なし	切り上げ	なし	(Ⅳ)～R4/3/31	なし	非該当
R 4 / 4 / 1		なし	切り上げ	なし	(Ⅲ)	なし	非該当

② [開始日]に「R 4 / 4 / 1」と入力し、事業所の体制にあわせ設定します。[処遇改善加算]については、届出を確認いただき、「なし」もしくは、(Ⅰ)～(Ⅲ)のいずれかを設定します。

- (2) [事業者マスタ]画面の[サービス]ボタンより、[サービス費適用マスタ]画面を開きます。
 処理月を「R 4/ 3」に切り替え、サービスマスタの終了日を設定します。
※訪問系(居宅介護、行動援護、同行援護、重度訪問介護)の事業所の場合、[サービス費適用マスタ]画面の作業は必要ありません。(5)にお進みください。

① 処理月を「R 4/ 3」に切り替えます。

② 終了日黄色ボタンをクリックします。

③ [保存]ボタンをクリックします。

事業者区分	標準	市	町	村	基	標準	サービ	サービ	サービ	開始日	終了日	去
支援費基	区分A	区分B	区分C	支援費基	区分A	区分B	区分C	区分D	区分E	区分F	区分G	区分H
地公	1243	0	0	0	0	0	0	0	0	4/ 1 R 4/ 3/31	0	
地公・未計画 1	870	0	0	0	0	0	0	0	0	R 3/ 4/ 1 R 4/ 3/31	0	
地公・未計画 2	622	0	0	0	0	0	0	0	0	R 3/ 4/ 1 R 4/ 3/31	0	
地公・開減 1	622	0	0	0	0	0	0	0	0	R 3/ 4/ 1 R 4/ 3/31	0	
地公・未計画 1・開減 1	435	0	0	0	0	0	0	0	0	R 3/ 4/ 1 R 4/ 3/31	0	
地公・未計画 2・開減 1	311	0	0	0	0	0	0	0	0	R 3/ 4/ 1 R 4/ 3/31	0	

- (3) 処理月を「R 4/ 4」に切り替え、サービスマスタを取り込みます。

① 処理月を「R 4/ 4」に切り替えます。

② [取込]ボタンをクリックします。



③ [追加]ボタンをクリックします。

④ [閉じる]ボタンをクリックします。

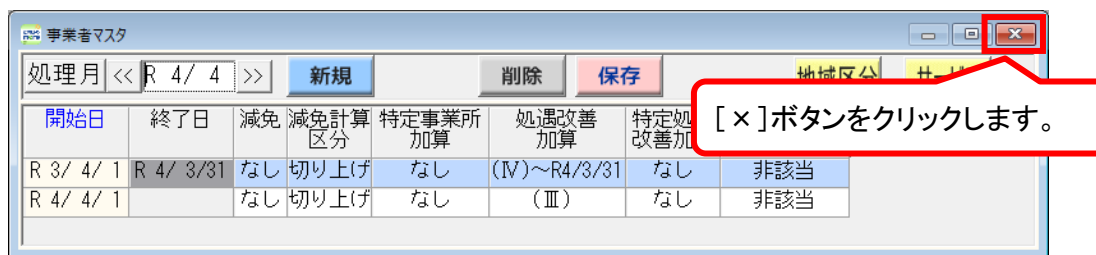
サービスコード	完了まで数分かかる場合があります
222111 生活介護 1 6	12
222112 生活介護 1 6・未計画 1	9
22A001 生活介護 1 6・未計画 2	6
222113 生活介護 1 6・地公	1243
222114 生活介護 1 6・地公・未計画 1	870
22A002 生活介護 1 6・地公・未計画 2	622
222115 生活介護 1 6・開減 1	644
222116 生活介護 1 6・未計画 1・開減 1	451
22A003 生活介護 1 6・未計画 2・開減 1	322
222117 生活介護 1 6・地公・開減 1	622
222118 生活介護 1 6・地公・未計画 1・開減 1	435
22A004 生活介護 1 6・地公・未計画 2・開減 1	311
223119 生活介護 1 6・開減 2	902

- (4) [サービス費適用マスタ]画面で[自動適用]ボタンをクリックし、[保存]ボタンをクリックします。
 [閉じる]ボタンをクリックします。

※補足

一元管理していない場合には、各支給市町村ごとに(2)～(4)の処理を行います。

(5) [×]ボタンをクリックして、[事業者マスタ]画面を閉じます。



(6) 通常の請求処理と同様にサービス算定と集計処理を実施します。

処理月「R 4/ 4」の[サービス]画面で自動算定（訪問系事業所の場合は割当）、
[集計収集]画面で集計処理を行ってください。

(7) [支援請求]画面で[明細書]ボタンをクリックし、[印刷]または[プレビュー]します。

給付費明細欄のサービス内容に変更後の加算が反映されていることを確認します。

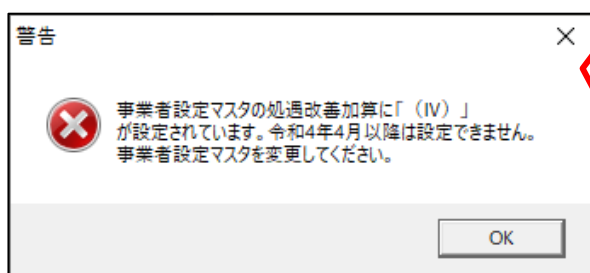
補 足

算定、集計時のチェック機能について

ほのぼのmore2022年3月機能追加版で、処遇改善加算(Ⅳ)、(Ⅴ)、および処遇改善特別加算について不正な請求データが作成されないよう算定、集計時のチェックを強化しております。

NDSダウンローダーをご利用のお客様、媒体発送のお申し込みをいただいているお客様は、是非、ほのぼのmore2022年3月機能追加版へのバージョンアップを実施してください。オンラインプラットフォーム環境でほのぼのmoreをご利用のお客様は既に2022年3月機能追加版へバージョンアップされておりますので、お客様のバージョンアップ作業は不要です。

算定、集計時に以下のような警告メッセージが表示された場合は「2. ほのぼのmoreでの対応方法」に従いご対応いただきますようお願いいたします。



【警告メッセージ例】

事業者設定マスタの処遇改善加算に「(Ⅳ)」が設定されています。令和4年4月以降は設定できません。事業者設定マスタを変更してください。

3. お問い合わせ先

上記に関してご不明な点がございましたら、「ほのぼの」シリーズサポートセンターまでお問い合わせください。

以上